「栗東市企業立地推進計画(案)」に対する パブリックコメント結果について

【意見募集の概要】

(1) 意見募集期間 令和3年1月13日 (水) ~ 令和3年2月9日(火)

(2) 意見募集の周知 広報りっとう、市ホームページ

(3) 閲覧場所 市役所企業立地推進課窓口(3階)、市役所情報公開コーナー(1階)、各学区コミュニティセンター、栗東市ホームページ

(4) 意見の提出方法 郵送、持参、ファックス、Eメール

【意見募集の結果】

意見の概要と市の考え方は以下のとおりです。

提出件数1件(1名)

1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	E出什致 1 什 (1 名 <i>)</i>				
意見 番号	項目	意見の概要	意見に対する市の対応と考え方		
1	14、15ページ	「栗東市総合計画」「栗東	別の計画の内容となりますが、		
	工場立地の目	市国土利用計画」「栗東市都	現行の「総合計画」、「国土利用計		
	標・計画(北中	市計画マスタープラン」で	画」の策定にあたっては、北中小路		
	小路工業団地)	北中小路地先を「産業拠	自治会役員及び地権者並びに十里		
		点」に位置付けたことにつ	自治会役員、十里自治会住民に市		
		いて、すべての周辺自治会	街化区域編入と工場立地計画があ		
		や周辺住民に対して説明が	る旨の説明を行いながら、栗東市		
		行われていないことから、	総合計画策定条例に基づき、総合		
		市は十分な期間を取った上	計画審議会において審議し、パブ		
		で、説明責任を果たすべ	リックコメントを実施するなど精		
		き。	査して取りまとめた上で、議会議		
	16ページ	市の財政状況が厳しいの	決・協議を経て産業拠点への位置		
	(5) 財政状況	は、これまで無謀な施策を	付けを行っております。		
		行ってきた市長、市議会、	また、「都市計画マスタープラ		
		市職員に責任があり、その	ン」においては、上位計画である		
		代償を「農業振興地域での	「総合計画」、「国土利用計画」と		
		企業立地」という方法で周	の整合を図ることから「産業拠点」		
		辺住民に説明なく進めてい	として位置付け、パブリックコメ		
		く市の姿勢に住民として不	ントなどの必要な手続きを経て適		
		信感を覚える。	切に計画を策定しているもので		
			,		
	27 ページ	企業立地に対する合意形	企業立地推進計画における地域		
	推進方策(2)、	成は地権者だけの合意を指	の合意形成とは、自治会や地権者		
	(3)	すのか。周辺自治会および	間で土地利用に対する一定の合意		
		周辺住民も影響を受けるた	形成が図られている状態を指すも		
		め対象とすべきだと考え	のという認識に立っています。		

る。

「北中小路工業団地」に ついては、すべての周辺自 治会や周辺住民への説明や 合意形成が図れていないた め、国土利用計画や都市計 画マスタープランへの位置 づけからやり直すべき。市 街化区域への編入が認めら れない状況であることは明 白であるため、市街化区域 への編入を中止すべき。 国土利用計画や都市計画マスタープランの策定にあたっては、市民アンケートやパブリックコメントにより、広く市民の方のご意見をお聞きし、取りまとめを行ってきました。また、市のホームページや広報紙等で市民の方への周知を図っている状況です。

また、当地の北中小路自治会の ほか、隣接する十里自治会に対し 説明を行っています。

今後、「産業拠点」における具体 的な開発がある際にも、関係自治 会や隣接土地所有者等への説明が 行われるよう、市より開発事業者 に適切に指導していきます。

27ページ 推進方策(4)

ここに記載している内容 がよく理解できないため、 一般住民にもわかるような 説明をお願いしたい。「周辺 環境との調和が図れる土地 を区域指定するものとす る」とはどのような土地を さすのか。市の考えを示し て欲しい。 原則、市街化調整区域では、工場等の開発はできませんが、都市計画法に基づき、地区計画を定めることにより、地区計画に適合した工業団地の開発が認められます。

しかし、一敷地の工場開発を目的とした地区計画は、「市街化調整区域における地区計画制度の運用基準」上、認められないため、一敷地(単独)の工場の開発を行うことはできない状況です。

一方、都市計画法第34条第11 号又は第12号に基づき、開発できる区域や建物の用途を条例で指定することで、一定の要件を満たせば開発が可能となる制度があります。

本市における市街化調整区域の 開発は、現行の「栗東市都市計画法 に基づく開発許可等の基準に関す る条例」に定める基準では、住宅の み可能となっているため、指定し た区域内において一敷地の工場開 発も可能となるよう、条例改正を

行うものです。

ご指摘いただいたとおり、市民の方には内容が分かりづらい表現となっているため、文言を別紙のとおり修正いたします。

また、「周辺環境との調和が図れる土地」については、交通渋滞や騒音、排水など、周辺住民の生活や営農環境に著しい支障が出ない区域や地域の合意形成が得られた区域等を想定しています。

28ページ 推進方策(6) 工業立地法の「緑地・環境施設面積率」は周辺住民を守るためのものであるが、「企業が設備投資しやすい環境を整備するために、(省略)規制緩和を進める」というのは、市が「周辺住民よりも企業が優先」であるからではないか。第一に市民を守る自治体であって欲しい。

本市では、市内企業の事業拡張 や工場の老朽化に伴い、建て替え や増改築に関する要望が多数寄せ られていますが、工業系用地が確 保できないため、十分に応えられ ていない状況があります。

そのため、工業立地法の「緑地・環境施設面積率」を緩和することで、現敷地での建て替えや増築をできるような環境を整えるとともに、企業立地を推進することで、安定的な雇用の確保や市民所得の維持による人口の定着、地域経済の活性化による本市財政基盤の改善とそれに伴う市民サービスの維持・向上を図ることを目的としています。

また、工場立地法の緑地等の現行基準施行された昭和 49 年(約46 年前)と比較して、公害防止技術が進歩していることもあり、工場立地法の「緑地・環境施設面積率等の緩和」により、市内の工業系用地の有効活用と環境保全を両立することで、企業が新たな設備投資や老朽化した施設を更新しやすい環境整備を図ることを目指しています。

なお、緩和の基準にあたっては、

	本市の特性や環境保全、周辺環境
	への影響等にも十分に配慮しつつ
	検討を行います。

● 栗東市企業立地推進計画 修正箇所一覧

修正箇所	修正前	修正後
推進計画	・地域の合意形成が図られた適地	・土地の形状など物理的な条件か
p. 27	<u>において、一敷地の工場開発等</u>	ら、一敷地 (単独) の工場しか建
第5章	で地区計画制度の活用が困難な	<u>設できない土地である場合は、</u>
1. 推進方策	場合であっても、工業用地とし	地区計画制度の活用ができない
(4)市街化調	て土地利用ができるよう、都市	<u>ため、工場の開発が許可できな</u>
整区域におけ	計画法に基づく開発許可等の基	い。このため「栗東市都市計画法
る開発許可基	準に関する条例を見直し、条例	に基づく開発許可等の基準に関
準の見直しと	<u>による工業地区の区域指定を行</u>	する条例」を見直し、地域の合意
区域指定	<u>うことで、</u> 一敷地の工場開発が	形成が図られた適地において、
	可能な <u>基準</u> を整備する。	<u>区域を指定し、</u> 一敷地の工場開
		発が可能な <u>条件</u> を整備する。
	・原則として市街化を抑制する区	・原則として市街化を抑制する区
	域である市街化調整区域でのエ	域である市街化調整区域でのエ
	場立地となることから、周辺環	場立地となることから、周辺環
	境との調和が図れる土地を区域	境との調和が図れる土地を区域
	指定するものとする。	指定するものとする。
推進計画(概要	・都市計画法に基づく開発許可等	・ <u>「栗東市</u> 都市計画法に基づく開
版)	の基準に関する条例 <u>の</u> 見直し、	発許可等の基準に関する条例 <u>」</u>
第5章	条例の区域指定等による工場開	<u>を</u> 見直し、区域指定等によるエ
(4)市街化調	発の基準の整備	場開発の基準の整備
整区域におけ		
る開発許可基		
準の見直しと		
区域指定		